

## 新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

(令和2年8月1日現在)

給付・助成等を受ける	対象	支援名称、内容等 (  …羽村市が取り組む事業、 <b>NEW!</b> …新たに追加した事業)	問合せ・申請先
	新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経済活動に影響を受けている事業者の方へ	 <b>羽村市</b> 羽村市事業継続助成金 <b>NEW!</b>	<p>要件 国の持続化給付金の対象にならず、次の①②のいずれかに当てはまる事業者</p> <p>①令和2年1月～12月のいずれかの月の売上高の減少率が前年同月比10～50%未満であること</p> <p>②令和2年中に金融機関から運転資金などの新規融資を受けていること</p> <p>助成額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人事業主…10万円</li> <li>法人…20～50万円（資本金の額、市内従業者数により金額が異なります）</li> </ul> <p>申請期間 令和2年8月3日（月）～令和3年2月26日（金）</p> <p>※令和2年1月1日以前から市内で営業しており、今後も事業を継続する意思があることや、市内での登記、市税を完納していることなどの条件があります。詳しくは、問い合わせてください。</p>
	新型コロナウイルス感染症対策の設備設置や改修を行う事業者の方へ	 <b>羽村市</b> 店舗・事業所等改修支援事業助成金 <b>NEW!</b>	<p>助成対象事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対人間隔を確保する仕切りなどの設備の設置、または改修</li> <li>非対面・遠隔・非接触に対応する設備の設置、または改修</li> <li>換気設備の設置、または改修</li> </ul> <p>助成額 対象経費の2分の1（申請は1事業者1回限り）</p> <p>(1)市内事業者が施工した設備の改修、または備品の購入…限度額10万円</p> <p>(2)市外事業者が施工した設備の改修、または備品の購入…限度額5万円</p> <p>対象期間 令和2年4月1日～令和3年2月28日に完了している事業</p> <p>※市内での登記や、すでに納期の到来した市税を完納していること、除外業種などの条件があります。詳しくは、問い合わせてください。</p>
	テレワークの導入を進めたい事業者の方へ	 <b>羽村市</b> ICT活用販路開拓事業助成金 <b>NEW!</b>	<p>ウェブサイトの作成費用のほか、在宅勤務やウェブ会議などのテレワークを推進するために必要な機器の購入や出前代行サービスに係る初期費用などの経費を助成します。</p> <p>助成額 対象経費の10分の10（上限10万円）</p> <p><b>制度拡充</b></p>
	新製品開発を行う事業者の方へ	 <b>羽村市</b> 地域イノベーション創出事業助成金 <b>NEW!</b>	<p>新製品開発などにより、新事業展開、新分野進出などを行う場合、その経費の一部を助成します（助成メニューが複数あります）。</p> <p><b>制度拡充</b></p>
	人材育成を進める事業者の方へ	 <b>羽村市</b> 技術力向上及び人材育成支援助成金 <b>NEW!</b>	<p>技術力向上や人材育成にかかる講習会の受講、資格取得に要した経費の一部を助成します。</p> <p>助成額 対象経費の2分の1（上限20万円）</p> <p><b>制度拡充</b></p>
	販路開拓を進める事業者の方へ	 <b>羽村市</b> 中小企業販路開拓支援助成金 <b>NEW!</b>	<p>販路開拓のためのカタログ等の作成や、広告掲載のほか、展示会への出展料など、販路開拓に要する経費の一部を助成します。</p> <p>助成額 対象経費の2分の1（本助成金を初めて利用する方は、対象経費の3分の2、いずれも上限10万円）</p> <p><b>制度拡充</b></p>
	ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少した事業者の方へ	<b>経済産業省</b> 持続化給付金	<p>事業の継続を支え、再起の糧となる、事業全般に広く使える給付金</p> <p>給付額 前年の総売上－（前年同月比で売上が50%以上減少した月の売上×12か月）</p> <p>上限額 法人200万円、個人事業主100万円</p> <p>申請先：<a href="https://www.jizokuka-kyufu.jp/">https://www.jizokuka-kyufu.jp/</a> 申請サポート：羽村市商工会 ☎042-555-6211（午前9時～午後5時） 持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570（午前8時30分～午後7時、8月は毎日、9月以降は土曜日・祝日を除く）</p>

羽村市 産業振興課商工観光係（内線655～657）

※担当部署の後に内線が記載してある場合は、羽村市役所☎042-555-1111（代表）におかけいただき、音声ガイドに従って3桁の内線番号を押してください。  
※特に記載のある場合を除き、問合せ対応時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。課税課、納税課は、土曜日にも対応します（午前11時45分～午後1時を除く、午後5時まで）。

※掲載内容は、変更となる場合があります。また、予算終了の場合は、受付期間中でも終了となる場合があります。ご了承ください。

裏面もご覧ください！

	対象	支援名称、内容等 (  …羽村市が取り組む事業、 <b>NEW!</b> …新たに追加した事業)	問合せ・申請先
給付・助成等を受ける	売上確保のため、新たなサービスを行う飲食事業者の方へ	<b>東京都</b> 業態転換支援(新型コロナウイルス感染症緊急対策)事業 大きく売上が落ち込んでいる都内中小飲食事業者が、新たなサービスにより売上を確保する取組みに対し、経費の一部を助成します。 助成限度額 100万円(助成対象経費の5分の4以内) ※申請期限は、令和2年11月25日(水)です。	公益財団法人東京都中小企業振興公社 経営戦略課業態転換担当 ☎03-5822-7232 (平日午前9時～午後4時30分)
	地代・家賃が負担となっているテナント事業者の方へ	<b>経済産業省</b> 家賃支援給付金 中堅企業、中小企業、小規模事業者、個人事業主等であって、令和2年5月～12月において次のいずれかに該当する事業者、家賃支援を実施 ①いずれかの1か月の売上が前年同期比で50%以上減少 ②連続する3か月の売上が前年同期比で30%以上減少 給付額 申請時の直近の支払家賃(月額)に基づき算出される給付額(月額)の6倍(6か月分) 給付率 支払家賃(月額)において ・法人75万円、個人事業主37万5千円までの部分は3分の2 ・支払額が上記を超える場合、を超える部分は3分の1 上限額(月額) 法人100万円、個人事業主50万円	申請先: <a href="https://yachin-shien.go.jp">https://yachin-shien.go.jp</a> 申請サポート: 羽村市商工会 ☎042-555-6211 (午前9時～午後5時)  家賃支援給付金コールセンター ☎0120-653-930 (午前8時30分～午後7時(土・日曜日、祝日を含む))
資金繰り支援を受ける	新型コロナウイルス感染症の影響で資金繰りが厳しい事業者の方へ	<b>羽村市</b> 中小企業資金融資制度 小口零細企業資金融資制度 利率 1.6%(本人負担0.8%) 利子補給 市が金融機関に0.8%利子補給 据置期間(最長6か月)は、全額市が利子補給 保証料 全額補助(上限 中小企業資金融資 20万円、 小口零細企業資金融資 15万円) ※利子補給・保証料補助の内容は、令和3年3月31日(水)までの受付分に限ります。	羽村市 産業振興課商工観光係(内線655～657)
納付(支払い)猶予を受ける	収入の減少で市税が納付できない事業者の方へ	<b>羽村市</b> 市税の納税猶予・徴収猶予特例 原則1年以内の猶予期間のうちで、分割納付等と延滞金の減免が可能	羽村市 納税課(内線167～169)
	収入の減少で水道料金・下水道使用料が納付できない事業者の方へ	<b>羽村市</b> 水道料金・下水道使用料の納付猶予 最長1年間の納付猶予(受付は、令和2年9月30日(水)まで)	羽村市 水道事務所 ☎042-554-2269
税の特例措置を受ける	新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が減少した中小事業者などの方へ	<b>羽村市</b> 固定資産税・都市計画税の特例措置 <b>NEW!</b> 令和2年2月～10月の任意の連続する3か月間の売上げが、前年同期間と比べ以下の要件のように減少している場合、令和3年度の固定資産税および都市計画税の課税標準を2分の1またはゼロとします。 特例の要件 ・30%から50%未満減少している場合…課税標準を2分の1 ・50%以上減少している場合…課税標準をゼロ 対象資産 償却資産および事業用家屋	羽村市 課税課資産税係(内線154)  ※申告方法、受付期間などは、決まり次第、羽村市公式サイトなどでお知らせします。 ※制度について詳しくは、中小企業庁ウェブサイトへ。
	新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けながらも新規設備投資を行う中小事業者などの方へ	<b>羽村市</b> 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長 <b>NEW!</b> 市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得すると特例の対象となる資産に、一定の事業用家屋と構築物を加えます。また、課税標準を3年間ゼロとします。 適用期間 令和4年度まで	羽村市 課税課資産税係(内線154)  ※制度について詳しくは、中小企業庁ウェブサイトへ。 ※生産性向上特別措置法の改正を前提として、適用期間を延長するものです。
相談する	給付・助成に関することや、資金繰り・経営・雇用に関する相談をしたい事業者の方へ	<b>羽村市商工会</b> 市内事業者相談支援事業 各種給付金や助成金の申請手続き、事業の継続や経営の安定に向けた支援、資金繰り相談・雇用相談等に専門家が対応します。 ※実施期間は、令和2年8月31日(月)までです。	羽村市商工会 ☎042-555-6211(午前9時～午後5時) ※事前に羽村市商工会へ予約してください。 ※商工会の加入有無に関わらず、相談できます。

● 介護サービス事業所・施設等の事業者の方へ — 東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業 —

- 東京都による、介護サービス事業所・施設等に向けた新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業の受付が開始されました。
- 詳しくは、東京都福祉保健局「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(介護分)」のページ  
([https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu\\_kaigo.html](https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kourei/koronakaigo/koronahoukatsu_kaigo.html))で確認をお願いします。
- <内容>①介護サービス事業所・施設等へ…感染症対策を徹底した上で介護サービスを提供するために必要な経費を支援
- ②該当となる利用再開支援を行った在宅サービス事業所へ…サービス再開に向けた支援
- ③介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員の方へ…慰労金の支給

羽村市公式サイト  
「新型コロナウイルス感染症に関する情報」は、  
以下のQRコードから!



※担当部署の後に内線が記載してある場合は、羽村市役所☎042-555-1111(代表)におかけいただき、音声ガイドに従って3桁の内線番号を押してください。  
※特に記載のある場合を除き、問合せ対応時間は、平日午前8時30分～午後5時15分です。課税課、納税課は、土曜日にも対応します(午前11時45分～午後1時を除く、午後5時まで)。

発行: 羽村市(企画総務部企画政策課)  
☎042-555-1111(内線312～315・366)  
※掲載内容は、変更となる場合があります。また、予算終了の場合は、受付期間中でも終了となる場合があります。ご了承ください。